

## 第七号

## 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例**

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二十八の項中「三十の三の項まで、三十の五の項」を「三十の四の項まで」に改め、同表中三十の四の項を削り、三十の五の項を三十の四の項とし、同表の三十の六の項中「三十の七の項」を「三十の六の項」に改め、同項を同表の三十の五の項とし、同表中三十の七の項を三十の六の項とし、同表の三十の八の項中「三十の九の項」を「三十の八の項」に改め、同項を同表の三十の七の項とし、同表中三十の九の項を三十の八の項とし、同表の三十一の項及び三十二の項中「貸与業」を「貸与業」に改め、同表の三十二の四の項中「動物用医薬品等取締規則」の下に「（平成十六年農林水産省令第百七号）」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

動物用医薬品等取締規則の一部が改正され、動物用医薬品登録販売者試験が廃止されたことに伴い、動物用医薬品登録販売者試験の実施に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。